

別表第1（第53条関係）

母子生活支援施設及び児童養護施設等費用徴収金基準額表

（令和6年10月1日現在）

階層区分	階層区分の定義	徴収月額				
		母子生活支援施設及び法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び小規模住居型児童養育事業		里親	助産施設
			入所	入所以外		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみの課税世帯	2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	4,500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下の課税世帯	3,300円	6,600円	3,300円	6,600円
D2の1		9,001円以上19,000円以下の課税世帯	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円
D2の2		19,001円以上27,000円以下の課税世帯				
D3		27,001円以上57,000円以下の課税世帯	6,700円	13,500円	6,700円	13,500円
D4		57,001円以上93,000円以下の課税世帯	9,300円	18,700円	9,300円	18,700円
D5		93,001円以上177,300円以下の課税世帯	14,500円	29,000円	14,500円	29,000円
D6		177,301円以上258,100円以下の課税世帯	20,600円	41,200円	20,600円	41,200円
D7		258,101円以上348,100円以下の課税世帯	27,100円	54,200円	27,100円	54,200円
D8		348,101円以上456,100円以下の課税世帯	34,300円	68,700円	34,300円	68,700円
D9		456,101円以上583,200円以下の課税世帯	42,500円	85,000円	42,500円	85,000円
D10		583,201円以上704,000円以下の課税世帯	51,400円	102,900円	51,400円	102,900円
D11		704,001円以上852,000円以下の課税世帯	61,200円	122,500円	61,200円	122,500円
D12		852,001円以上1,044,000円以下の課税世帯	71,900円	143,800円	71,900円	143,800円
D13		1,044,001円以上1,225,500円以下の課税世帯	83,300円	166,600円	83,300円	166,600円
D14		1,225,501円以上1,426,500円以下の課税世帯	95,600円	191,200円	95,600円	191,200円
D15	1,426,501円以上の課税世帯	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額				

## 備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 所得割の額を算定する場合は、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市区町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- 3 助産の実施を行った妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額（次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額）を徴収する。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金を受給した場合当該出産育児一時金の額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定により加算された金額を除く。）に、B階層にあつては10パーセント、C階層にあつては15パーセント、D階層のうち特別区民税又は市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額

(2) 多子出産の場合 第二子以降の新生児一人につき、当該徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額

- 4 この表に掲げる徴収金基準額がその月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるとときは、この表にかかわらず当該支弁額を限度とする。

全部改正〔令和二年規則六一号〕、一部改正〔令和三年規則八三号・五年四六号〕